

序章

終わりなき戦争に抗う

中野 憲志

はじめに

シリア、アフガニスタン、パレスチナ…、中東・イスラーム世界の平和は、なぜこんなにも遠いか？ 本書はそれを、対テロ戦争と「保護する責任」に基づく人道的軍事介入を中心に考えようとするものです。

もとより、一説によれば人類の四分の一以上、一八億人にもものぼるといわれているイスラーム世界は、今回本書が取り上げる国や地域に限定されない、地球規模で広がり続ける広大な世界です。また、すべての国々が戦争や紛争をかかえているわけでもありません。イスラームの世界には、ごくあたりまえの人々の日常の営み、信仰、文化があり、それは「戦争」「内戦」「テロ」などの暗く、否定的な言葉やイメージのみでは描くことも理解することもできない豊饒の世界です。

しかしその一方で、戦争のない世界、国家と武装勢力双方による政治的暴力のない世界はイスラーム

世界の平和を抜きに想定することさえできないのも確かです。本書第Ⅰ部「終わらなき戦争・占領・介入に抗う」に収められている国々の恒久的な平和の実現は、そのために欠かせない必須の条件になっています。

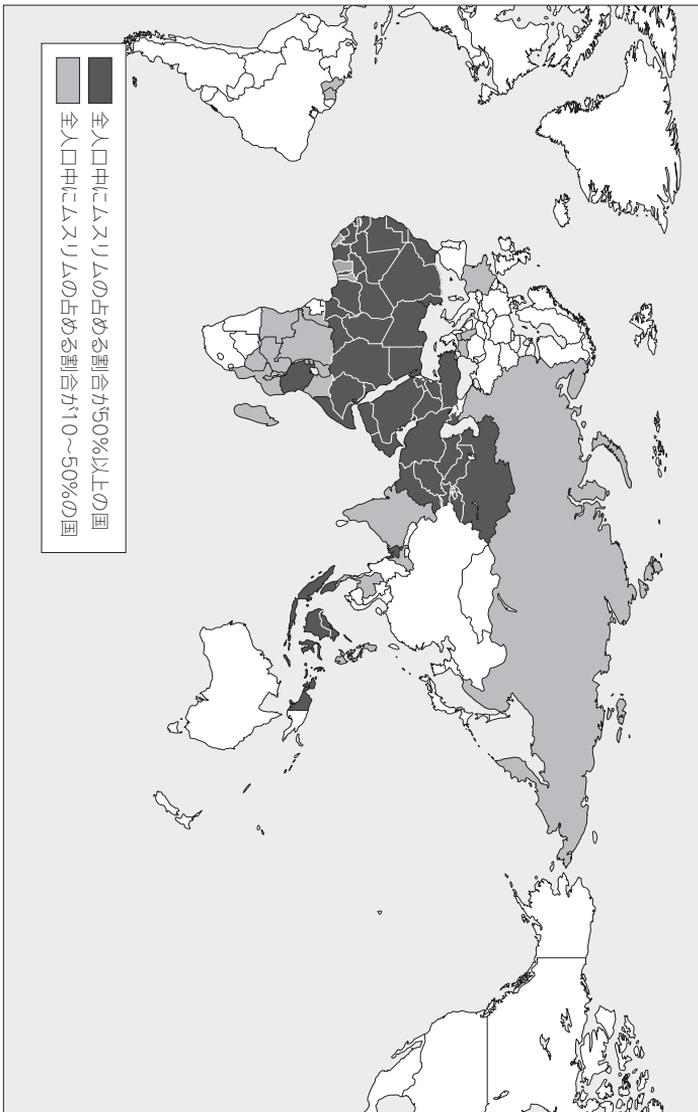
本書がテーマとする、米国や各国政府による「テロとの戦い」と、第Ⅱ部「国際人権と人道的介入」で取り上げる人道的軍事介入、そして紛争の政治的解決と和平の早期実現を阻んできた覇権政治などが中東・イスラーム世界の紛争の永続化をもたらしてきました。とりわけ深刻なのは、たとえばイラクにおける「テロとの戦い」がシリア情勢に重大な影響を与え、さらにそのシリア情勢がパレスチナはもちろん、遠くアフガニスタンやアフリカの国々の「テロとの戦い」に「飛び火」するといったように、一国の状況の推移が国境を超えた連鎖反応を引き起こし、それぞれの国の内戦／紛争の解決をよりいっそう困難かつ複雑なものにしていることです。

気がつけば、いつの間にか中東・イスラーム世界の紛争の根本要因に迫ろうとせず、「問題はテロリストによる自爆テロと、イスラーム内部の宗派間・部族間の対立にある」といった印象のみを残す報道や解説に接する機会が多くなりました。私たちはもう一度、それぞれの国の歴史をさかのぼり、紛争を永続化させ、和平を遠ざけてきた要因を探る必要に迫られています。

この序章では、〈終わらなき戦争〉の時代を「国家による武力行使の自由化」の時代として捉え、戦争のない世界をめざす平和の思想の在り処を考えます。

15 序章 終わらなき戦争に抗う

現在のイスラーム世界



出典：タミム・アンサーリー「イスラームから見た『世界史Ⅱ』(小沢千重子訳、紀伊國屋書店、2011、16頁)をもとに筆者作成。

一 〈終わりなき戦争〉に正当性はあるか？

■国連体制下の国家と武力行使

戦争を禁じたはずの「戦後」の国際連合（国連）のもとで、なぜこんなにも戦争や内戦がくり返し起こるのか？

国連は、第二次世界大戦の終結の年（一九四五年）に設立されました。「パリ不戦条約」（二八年）で交わした「不戦」誓いの甲斐なく、またも地球規模の戦争をくり返してしまった反省から、今度こそ二度と戦争をしない世界をめざすことがその目的だったとされています。国連憲章はそのために戦争、すなわち国家の武力行使を原則として禁じました。けれども、国連憲章は武力行使を禁じる原則に、二つの例外（抜け穴）を認めてしまったのです。

その一つは、他国の侵略に対する国家の自衛権（「個別的」または「集団的」なそれ）の行使としての武力行使です。もう一つは、侵略を受けた国家が単独ではそれを阻止・排除できない場合に、「国連軍」に参加した国連加盟国が侵略国家に対して集団で武力を行使する場合です。

国際法は二つ目の例外を、「国際の平和と安全」を守る国連による集団安全保障と呼び、一つ目の集団的自衛権の行使（相互的な防衛義務が、国家間で結ばれる条約の中で明記された軍事同盟のもとで行使されるそれ）と形式的に使い分けてきました。

この二つの定義上の違いと、国際法的な区別を押さえておくことがとても重要です。

同じ「集団」という言葉でも、後者のそれは「国連加盟国全体」という意味合いが含まれ、武力行使

17 序章 終わらなき戦争に抗う

にあたり国連安全保障理事会（国連安保理）決議が必要とされます。

ただし、正規の「国連軍」は未だに組織されていません。一般に、国連平和維持軍（PKF）と国連平和維持活動（PKO）が事実上のその代替組織として考えられています。武力行使が可能なPKFへの自衛隊の参加については、日本政府はすでに二〇〇一年「九・一一」直後の同年二月、小泉自公政権下において「国際平和協法力の一部改正」をなし、それまでの「凍結」を解除しています。

また、PKOについては、「紛争当事者間の和平合意の成立による戦闘行為の終結」が自衛隊の「派遣」の大前提とされ、そのミッション（任務）に武力行使は含まれないことが原則とされてきましたが（「PKO参加五原則」）、安倍政権は自衛隊の「駆けつけ警護」時の「武器使用」規制の撤廃をめざす自衛隊法の「改正」を通じ、「武器使用」＝事実上の武力行使を前提としたPKOへの参加をもくろんでいます。PKOに関し、とりわけ問題なのは「冷戦」崩壊以後、武力不行使原則が破られ、PKOが武装勢力と交戦する事例が増え、「国連軍」的機能をますます担うようになってきていることです。最近では、南スーダンにおけるPKOがこれに該当します。そしてこのことが武力紛争において和平の調停役を果たすべき国連の中立性に対する深い疑念の根拠の一つにもなっています。

国連の集団安全保障に対し、集団的自衛権の「集団」は、「特定の軍事同盟に加盟する二国以上の国家」という意味で、その武力行使に「国際の平和と安全」を司ることになっている国連安保理の決議は必要とされません。軍事同盟国は国連加盟国であるというのに、集団的自衛権の行使に関しては国連に対する「事後報告」で済ますことができる仕組みになっており、どの軍事同盟に対しても国連は武力攻撃を禁じる決定的な権力を行使することができないのです。

このように国連による集団安全保障と、集団的自衛権の行使とはまったく違うものですが、ただ共通

点もあります。それは、国連創設以後の戦争がこれら二つを国際法的な根拠として戦われてきたこと、そして両者がともに「国家の主権はいかなる手段を行使しても守られねばならず、時の政府は何ものにも侵されないそのための権利(自衛権)を持つ」という、近代に確立された国家観に貫かれている点です。第二次大戦後の歴史をふり返ってみると、この「国家主権の至高性」という観念と、そこから派生する「自衛権の不可侵性」という二つの近代イデオロギーが、国連憲章で謳われた戦争禁止の大原則を有名無実化し、武力行使を正当化する「国家の論理」や「国連の論理」として再三にわたり利用されてきた事実が浮かび上がってきます。現代イスラーム国家が武力を行使する場合も同様です。

残念ながら、人間は凄惨をきわめた「戦後」のおびただしい数の戦争／内戦を経てもなお、「国権の発動」としての武力行使を非人道的なものとする考え方を、共通の価値観とすることができていません。その意味において、私たち現代人も未だに人権や人間の生命よりも、実は国権を優先する、西洋で確立された古い国家イデオロギーに囚われ続けているといえそうです。

■「テロ」「人道」「人権」の名による武力行使

もしかしたら、「冷戦」体制が崩壊局面を迎えた一九八〇年代末期から九〇年代初期にかけてが、国家の武力行使の非人道性を国際的に議論し、それを禁じる何らかの国際ルールを新たに制定する最後のチャンスだったのかもしれない。

しかし、国連はそのチャンスを逃してしまいました。いや、逃すどころかそれとは真逆の方向に進むこととなります。一九九〇年代初期から今日までの間に、国家による新たな武力行使のパターンを三つも登場させてしまったからです。国連による人道的軍事介入(一九九三年のソマリア以後)、対テロ戦争

19 序章 終わりのなき戦争に抗う

(二〇〇一年のアフガニスタン以後)、そして「保護する責任」の名による武力行使(二〇一一年三月のリビア以後)の三つです。

かくして私たちは、先に見た「二つの例外」、すなわち国連憲章が、国家に保障している武力行使に加え、これら「三つのパターン」の武力行使が国際法的に「合法」と解釈される時代を迎えることになり、なかも問題なのは、これら「三つのパターン」の武力行使が「二つの例外」の論理によって正当化され、特定の国家(有志連合)による武力行使の常態化をもたらししていることです。(終わりのなき戦争)とは、国際法と国際政治がこの状態に終止符を打つ気配さえ見せない状況のことをいいます。

たとえば、対テロ戦争を開始した米国は、この戦争を、米国が「テロリスト集団」と規定した武装勢力に対する「予防戦争」(外部からの攻撃を未然に防ぐ、予防的な自衛権の行使)と位置づけ、外国での武力攻撃を正当化してきました。今日、米国は民主党オバマ政権のもとで、共和党ブッシュ(子)政権から引き継いだいわゆる「暗殺リスト」に基づき世界各地で武装勢力の指導者を個別的に殺害する軍事作戦や「国家テロ」まで展開していますが、イスラエルもまた同じ論理で自国の主権領域外での武力攻撃や「国家テロ」を正当化してきました。

自国の領域外に対するこのような武力攻撃の合法／正当性をめぐっては、これまで国際法の専門家からさまざまな疑義や批判が表明されてきました。しかし、国連や世界の主要国は何の手も打とうとせず、「国内法的には問題なし」と主張する米国やイスラエルの国際法上の責任は免責され続けています。ロシアや中国などをはじめ、反政府武装勢力を抱えるどの国家も「国権の発動」として「テロとの戦い」を戦っており、多少の「行き過ぎ」は互いに見過ごし合うという、国際法とは無縁な「暗黙の了解」が世界を支配しているかのようです。その結果、「ターゲットを絞り、できるだけ一般市民を殺害しない、

COLUMN

🌿 「保護する責任」

「保護する責任」とは、国家がジェノサイド（本書第7章訳注1参照）、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から民間人を保護する責任のこと。英語の名称（Responsibility to Protect）の略称から R2P ともいわれる。1990年代のルワンダや旧ユーゴスラヴィアで発生した民間人への大量殺害などを契機に、「介入と国家主権に関する国際委員会」（ICISS）が事態への対応を検討、その報告書「保護する責任」（2001年12月）の中で提唱されたものである。

報告の基本内容については2005年開催の国連世界サミットの「成果文書」の中で確認され、2006年の国連安保理決議1674号においても再確認された。国連事務総長は2009年以来、毎年、「保護する責任の履行」と題された報告書を公表している。

「保護する責任」は次の三つの柱からなる。

- （1）国家はジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から民間人を保護する主たる責任を負う。
- （2）国際社会は各国がこの責任を果たすことができるよう奨励し、援助する義務を負う。
- （3）国際社会は上記のような犯罪から民間人を保護するために適切な外交的、人道的手段を講じる責任を負う。国家が保護する責任を果たせないときは、国際社会が国連憲章に従って民間人保護の集団的措置を取る（「集団的措置」とは武力行使を意味する）。

「保護する責任」はジェノサイドなどの人道危機を「予防」する責任、人道的危機に「対応」する責任（強制措置を含む）、人道的危機後に「再建」する責任、の要素を含む。経済制裁などの非軍事的手段が効果を挙げない場合は、武力行使を取ることができるとされる。

「保護する責任」推進論者は、「保護する責任」が「予防」に重点を置き、「再建」に対する国際社会の責任も視野に入れたものであるゆえに、「人道的介入」と同義ではないと強調する。だが、武力行使が含まれる限り、「保護する責任」もまた、「人道的介入」をめぐって過

21 序章 終わらなき戦争に抗う

去に指摘されてきた数多くの難題から免れ得ない。内政不干渉や国家主権の尊重、武力不行使という国連体制の基本原則に抵触する恐れがあるだけでなく、過去の介入事例を見れば首尾一貫性に欠け、介入の動機や効果が疑問視されるものがほとんどである。そのため、「保護する責任」は「人道的介入」とともに国際的な正当性を獲得するに至っていない。

こうした理由から、前述の ICISS の報告書や2003年の「脅威、課題、変化に関する国連ハイレベル・パネル」の報告書（国連文書 A/59/565）は、武力行使を正当化しうる要件を定めるよう、国連に勧告している。それらの要件は、本書第7章のマホニーの論考で検討されている要件とおおむね重なるが、実際上、それらを満たすには数多くのハードルが存在する。そのためか、2006年以降の国連事務総長の「保護する責任の履行」報告書でも、武力行使の要件の問題が取り上げられたことはなく、要件についての国際的な合意は存在していない。

国連安保理内でも、ロシアや中国は反対や懸念を表明しており、「保護する責任」が全会一致で支持されているわけではない。加えて、武力介入した場合の犠牲や被害について考慮されていないという大きな欠陥があることも指摘されている。

できるだけ、正確な武力攻撃によってテロ集団の指導者を暗殺し、組織を壊滅する」ことが、自国の領域外で展開される今日の対テロ戦争の「国際基準」になっています。国連についていえば、無辜の犠牲者が大量に出たり、「誤爆」が発覚したりした場合などには「遺憾の意」を表明することはあっても、問題の根本にある「テロ対策の競争化」を批判することはありません。日本政府にいたっては、沈黙を決めこむことが慣例になっています。

一方、自国領域内での「テロとの戦い」は内戦の別名となり、シリアが全世界に知らしめたように、国家による大量破壊兵器の使用が確認されない限り、たとえ内戦で一四万人以上の人々が殺され一〇〇〇万近くの人々が国内外の難民になろうとも、時の政権による国家の武力行使は〈国家主権の至高性〉と〈自衛権の不可侵性〉によっ

て保障されるというのが国際政治と国際法の原則となっています（「内政不干渉」の原則。この原則を崩し、さらに武力行使の例外を設ける理念として登場したのが「保護する責任」ですが、その検討は後に行います）。

問題は、内戦的事態によってどれだけ無辜の人々が殺され難民になろうとも、大国は覇権政治のパワーゲームに明け暮れ、和平の実現を引き延ばし、さらに軍事援助合戦によって「火に油を注ぐ」ことしかしないという、「国際政治」なるもののリアリズムです。

「保護する責任」に基づく人道的軍事介入についても同様です。大国が自国の覇権圏内の「人道的危機」に際して行う武力攻撃は、必ずしも安保理決議を待たずして実行できる政治的環境が作られつつあります。

米軍や北大西洋条約機構（NATO）軍その他による対リビア武力攻撃（二〇一一年三月）に続く、フランスによるコートジボワール（同上）、マリ（二〇一三年一月）、中央アフリカ（同年一二月）に対する武力介入の場合には、まがりなりにも安保理決議が国際法的根拠とされましたが、先に触れたシリアのアサド政権による化学兵器使用疑惑を契機とした「対シリア武力攻撃危機」（二〇一三年八月九日）においては、まるで攻撃を主に担う国家（米国、フランスなど）の政治判断と軍事態勢の整備状況如何で、いつでも自由に実行できるかのような武力攻撃キャンペーンが国際的に展開されました。「テロ」に加え、「人道」や「人権」など「普遍的価値」を大義名分とする（終わらなき戦争と介入の時代）の本格的幕開けです。

二 「積極的平和主義」？——湧きおこる戦争の言説

23 序章 終わりなき戦争に抗う

では、以上見た国家の武力行使をめぐる国際的な変化と、二〇一三年七月の参議院選挙後、安倍政権のもとで進行する「安全保障」に関わる政治動向は、どのような関係にあるのでしょうか。

「積極的平和主義」を語る安倍内閣のもとで、「自衛権」のための武力行使と「国際の平和と安全／安定」のための武力行使を形式的に切り離し、日本の「主権」領域外における「集団的自衛権」の行使を可能にする動きが一気に加速しています。

ここで注意したいのは、「原子カムラ」ならぬ「日米同盟ムラ」が、「周辺事態法」（一九九九年）や「武力攻撃事態法」（二〇〇三年）に続き、「有事法制」の一環として「集団的自衛事態法」の法制化をも射程に入れて、この動きを強めていることです。

つまり、安倍政権は「日本は国連の集団安全保障に積極的に参加する」（安倍首相、二〇一三年一月一七日）という論理を持ち出すことによって、明文改憲→自衛隊の「国防軍」化を実現する前に、仮に自衛隊が諸外国の軍隊（米軍を軸としたそれ）とともに武力を行使したとしても、それを明白には憲法違反と解釈できない政治的かつ法的環境を整備しようとしているのです。

その理屈はこうです。日本国憲法が「紛争の武力による解決」を否定しているとしても、その武力行使は「自衛権」ではなく「国際の平和と安全」を守る国連の集団安全保障に関わる事柄である、だから憲法上の制約は受けない、と。「積極的平和主義」とは詰まるところ、この新たな解釈改憲のための隠れ蓑にほかなりません。

すでに述べたように、相互的な防衛義務が規定された軍事同盟のもとで行使される集団的自衛権と、国連の集団安全保障とはまったく別のものです。そもそも「戦力」を持たず、それによって紛争を解決

しないと憲法で宣言している国家が、武力行使を排除しない国連の「集団安全保障」（国連PKOと読め）に「参加」できるはずありません。

また、見かけの上では軍事同盟条約のように見える日米安保条約ですが、この条約には日米の相互的な防衛義務を規定した条項がありません。なぜならこの条約は、条約改定時（一九六〇年）も今も、「自衛隊は「戦力」ではなく、「必要最小限度の自衛のための実力組織」であって、米軍の防衛のためにその「実力」を発揮することはできない」という大前提に立っており、そこでの自衛隊の役割はあくまでも日本の主権と領域安全に限定されているからです。

つまり、もともと日米安保条約は、日本が領域内で武力攻撃を受けていないにもかかわらず、世界のどこかで米軍に武力攻撃を加えた何者か（国であれ武装勢力であれ）に対して武力行使することなど想定もしていません。ましてやその米軍の軍事作戦を軸に、軍事同盟関係のない他国の軍隊の武力行使と「一体化」することが集団的自衛権の解釈変更によって可能になるかのように吹聴する議論は、欺瞞の極みだといわねばなりません。

日本が武力行使を前提に国連の集団安全保障に「参加」したり、米軍との関係において「集団的自衛権」の武力による行使ができるようにするためには、日本の「戦力」保持を明記した改憲と同時に、安保条約そのものの抜本的改定が必要不可欠です。「立憲主義に基づく法治国家」たる日本において、いったいなぜこうした法の根本を無視した政治がまかり通ってきたのか？ 問題は「戦後民主主義」の制度そのものを問うものへとさらに発展しますが、ここではこれ以上立ち入りません。

いずれにしても私たちは、「戦後」七〇年を迎えようとする今日までの日米安保のグローバル化と、自衛隊の武力行使を法的に可能にする動きが、現行憲法と日米安保条約の枠組みのもとで進展してきた

事実に目を向けておく必要があるでしょう。日本は、憲法九条がもはや平和のエンジェルたり得ず、「九条を守れ」というだけでは〈平和〉を守ることができない時代に、実際にはかなり以前から入っているといえそうです。

とはいっても、どれだけ無辜の外国人が殺されようと、日本全土を震撼せしめるような大量の日本人犠牲者が出るのがなければ、日本社会は「戦後」を形造ってきた二つの神話（日米安保が平和を守る）／「憲法九条が平和を守る」から目覚めることはないのかもしれないかもしれません。実際には、自衛隊員以外の多数の犠牲者がアフガニスタンやイラクで、そしてアルジェリアやシリアなどで出ており、すでに「メルトダウン」に向かう兆候は十分に現れているにもかかわらず、警鐘を鳴らすべき「有識者」の多くはそれに無頓着であるようです。

その一例として、現代の戦争を論じ、「保護する責任」に基づく人道的軍事介入を肯定的に評価する本を一冊、ここで紹介しておきましょう。藤原帰一著『戦争の条件』（集英社文庫、二〇一三）がそれです。

■『戦争の条件』？

『戦争の条件』は、「戦争の条件を考え抜くことで、逆説的に平和の条件に至る道」を「模索」するために書かれた本です（表紙の裏面にある同書紹介文より）。その「模索」の旅を、藤原氏は「戦争が必要なとき」（同書第一章タイトル）から始めます。

第一章の中に、「現代の戦争と「保護する責任」という節があります。藤原氏はその中で、「現代の戦争の多くは、「保護する責任」抜きには説明できない」、そしてこれが「国際機構で叫ばれている理念であるばかりか、すでに国際政治の現実の一部を構成している」と、客観的分析としては正しい認識を

示したうえで、次のように述べます。

「保護する責任」に基づいた人道的介入は、各国それぞれの領土、安全、国益などの個別利益ではなく、普遍的な人権の尊重を中核とした、優れて普遍主義的な理念によって支えられている。(二七頁)

要するに、藤原氏はここで「国際政治の現実の一部を構成している」「保護する責任」に基づく国家の武力行使を「必要」だといっているのです。そのことは、「『保護する責任』が」「国際政治の現実の一部となったことを私たちは喜ぶべきなのかもしれない」(二八頁)という氏自身の言葉にもはっきりと読み取れます。

藤原氏も指摘するように、「保護する責任」に基づく武力行使は対テロ戦争とともに現代の戦争を考えるにあたり、避けて通ることのできない国際政治の重大問題の一つです。では、なぜ氏はかくもこれを肯定し、読者に対し「私たちは喜ぶべき」とまでいうのでしょうか。

その答えは、この書の「結び」の中に隠れています。藤原氏はそこで、氏がいう「私たち」ととって「求められるのは暴力への依存を最小限に留めながら平和を実現する方法を具体的な状況のなかで探ること」(二九二頁)と述べ、この書が、「最小限」であれば有志連合や国連による武力行使をあらかじめ容認していることを吐露します。武力行使を「美化」はしないが、それが「平和を実現」し「最小限」であるなら認めるべきなのだ。(「虐殺という大罪の阻止(目的)は、武力攻撃(手段)を正当化する」という主張です。武力攻撃による犠牲者の数が虐殺によるそれを下回るかどうかがそこでの判断基準になります)が、それは武力攻撃以前には計算不可能なので、藤原氏がいう「最小限」という言葉は修辭的につけ

27 序章 終わりなき戦争に抗う

足したにすぎないことがわかります。「模索」の旅の終着点は、どうも出発前から決まっていたようです。そもそも国家の武力行使が平和の名において正当化される時代において、「戦争」と「平和」は対概念たり得ません。しかも著者の結論は最初から決まっているというのに、これらを両天秤にかけるよう読者に仕向ける問題設定そのものが欺瞞的であり、誤ってもいるのですが、国際政治や国際法が「正当／合法」とする国家による「最小限」の武力行使、これを追認する藤原氏はそのことに気づいていないように見受けられます。

『戦争の条件』は、「結び」の中で氏がいう「戦争の条件」と「平和の条件」が、「表裏のように重なり合う」ことなく、後者が前者によって相対化された後に打ち消され、永遠の彼方に追いやられてゆく「問題設定」になっているのです。というのも、「平和の条件」の「模索」の旅を「戦争が必要なとき」という命題から始めてしまえば、たとえどのような「道」をたどろうと、その先で到達するであろう平和は、常に「最小限」の国家の「暴力」に「依存」したものになってしまうからです。この書の読者が強いられるのは、権威ある国際政治学者、東京大学大学院教授がいうところの「戦争の条件」と「平和の条件」がメビウスの環のように反転し合う、しかし常に「戦争の条件」によって重心が取られそこに還ってゆく、異様な「模索」の旅の随行者になることです。

このような問題設定の中では、藤原氏がいう「逆説」への転換は起こり得ません。なぜなら、その転換が起こる可能性は、国家の武力行使を是認する氏の考え方が旅の途中で氏自身の手によって打ち消されるか、あるいは読者がそのことを示唆するヒントを、たとえ暗号のようなものであれ見つけることができるか、このいずれかの場合しかありません。しかし残念なことに、読者は最後まで何も発見することができません。これでは戦争のない世界の探求は、永遠にできなくなる。その結果、旅の随行者と

なった読者はどこか重苦しい、何とも後味の悪い読後感に浸るしかありませんが、まさにそれこそが氏のいう「平和のリアリズム」なのかもしれません。

私たちは本当に、国家が恣意的に判断・決定する、私たちに責任の取りようがない「最小限」の武力行使に「依存」し続けるしか道は残されていないのでしょうか？

■「やるべきこと」をやらぬ国家

武力を他国の人々にも自国の「国民」にも向けさせない世界、国権よりもそこに生きている人々の生命と尊厳を優先する世界、そんな世界を国家に要求することは「理想主義」「絶対平和主義」だ——このようなレッテルが張られるようになってから、久しい年月が流れました。そのような世界と国家を実現するためには、国際法や国際政治が自明視してきた近代国家の価値観そのものの転換が必要になってくるからです。その世界に到る道はあまりに遠大に見えます。しかし、もし、特殊で歴史的な制約を帯びている国家イデオロギーから解放された価値観への転換を想像するならば、国家やその連合体が定義する「戦争の条件」に打ち消されることのない「平和の条件」が、自ずと見えてくるはずで

たとえば、人道的軍事介入を考えてみます。国家の武力行使によって虐殺されるかもしれない人々を、別の国家（連合）の武力行使を通じて「保護」という理念自体が、まったくのナンセンスだといえないでしょうか。「テロ」によって殺されるかもしれない人々を、別の人々を殺害する「武力行使」という名の国家テロ」を通じて守るといふ発想も同様です。これらはいずれも、国家の発想であって一市民の発想ではあり得ません。

このような考えから改めて「保護する責任」を見ると、これが藤原氏のいう「普遍的人權の尊重を中

核」とするような美しい代物ではないことも見えてきます。これを喜ばしく思う国家は、自国が侵略されていなくてもかわらず、「他国（民）を守る国家の責任」論によつて内政不干渉原則を否定し、国連憲章の基本理念であるはずの武力不行使原則のさらなる規制緩和（自由化）を謀ろうとしているのではないか——そのように見るほうが、はるかにリアリズムに即した見方のように思えます。もしも本当に国連安保理常任理事国（P5）や日本、ドイツ、イタリア、カナダなどの世界の大国が「人々を虐殺から守る国家としての責任」を果たそうとするなら、武力行使以外にやるべきことが山ほどあるからです。思いつくものをざっと挙げてみましょう。

- 「絶対悪としての核兵器」（松井一実広島市長、二〇一三年八月六日）をはじめとする大量破壊兵器の早期廃絶。

- 強力な国際法的拘束力を持つ軍縮の推進とそのための新たな国際条約の制定。

- 軍事同盟の漸進的解消、およびそれと一体化させた世界的な脱軍事化。

- 「抜け穴」のない武器貿易・軍事援助規制のいっそうの強化。

- 無人攻撃機など、これまでの武器概念では武器扱いされていないロボット・遠隔操作兵器の製造廃止。

- 国家の領域内の先住民族およびマイノリティ（少数者）の自決権を含む権利保障。

これらはほんの一部にすぎず、政治・経済・法律・社会政策全般におよぶ国家の政治的・行政的責任を数え上げれば切りがありません。P5を構成する核軍事大国や世界の主要国は「冷戦」崩壊以後も、ずっと、これらの国家の責任から逃げながら人道的軍事介入や「保護する責任」を云々してきたわけですが、現代に生きる人間が、先に述べた価値観の転換を模索し、国家による武力行使の自由化を阻むためには、核兵器はもちろん、古典的武器概念ではもはや捉えきれない兵器体系によつて実行される現代の武

力行使の非人道性をまず、理解しなければ、話は先に進みようがありません。それを学生とともに考え、非人道的な武力行使をくり返そうとする国家の価値観に抗いうる、〈知〉の在り処を模索することが、大学で教える「知識人の責任」ではないかと私には思えるのです。

三 「戦争と平和」の言説と蘇る『知識人の裏切り』

〈終わらなき戦争〉のロジックは、人間が一度は歴史の屑かごに捨てたはずの廢れた論理を、現代風に都合よく仕立て直したような代物にすぎません。その意味では、これまで平和のために編み出されてきた言説は、戦争を正当化する言説の核心を捉え、それらを無力化することができず、後退に次ぐ後退を強いられてきたといえそうです。

近代国家はどのような論理をもって全世界を巻き込む戦争を何度もくり返してきたのか、そして世界の平和運動はなぜそれを止めることができなかつたのか？ ジュリアン・パンダ（一八六七―一九五六）の『知識人の裏切り』（宇京頼三訳、未來社、ポイエーシス叢書5、一九九〇）の世界に分け入り、検証してみましよう。

■あふれ返る「戦争と平和」の言説

『知識人の裏切り』は、第一次と第二次の世界大戦の狭間、一九二〇年代半ばに書かれ、「パリ不戦条約」（一九二八年）の前年に出版されました。一九四一年には『知識人の反逆』（末田稔訳、小山書店）の題名で本邦初の翻訳本が出版されています。

世界が再びの全面戦争に向かおうとしていた両大戦間期のヨーロッパを、「あらゆる征服の企てを正
 当化するためだけに都合よく解釈された」戦争の言説が席卷していた時代、とバンダはいいます（二九
 三頁）。アジア大陸でも同じだったわけですが、それらは現代の私たちにもとても馴染みの深い、次のよ
 うな言説です（同頁）。（本節では以下、「」と傍点はバンダのもの、〈〉「」および太字は引用者のもの）

- 共通の利益や**公共の平和**を守る
- 不当に奪われたものの奪回、反乱者の鎮圧、**無実の人々の保護**
- 侵略に対する防衛
- 国権の行使に反する障害物の除去

右の四つを見ると、近代以降の〈戦争の言説〉がほとんど進化していないことがわかります。そこで
 使われる「平和」は、甘ったるいポエムのように何の実質もともなわない空虚感を漂わせます。

たとえば、「公共の平和」は〈公共の秩序〉に置き換えられるし、〈公共の秩序〉はさらに〈治安の維
 持〉や〈国家の統治〉など、国家にとってより実質を持つ都合のよい言葉へと転じていきます。つまり、
 「平和を守る」という言葉によって国権の武力による行使が正当化されるわけです。

また、「無実の人々の保護」は、昔も今も、実は「反乱者の鎮圧」という戦争の目的を覆い隠すイチ
 ジクの葉なのかもしれません。

バンダは、近代以降に登場したこのような戦争の言説の思想的源泉を「政治的現実主義」と定義しま
 す（一九二頁）。問題は、その中に〈帝国主義〉の戦争に反対し、平和を唱え、「労働者階級」の革命を導
 こうとした、当時の「現代知識人」としてのマルクス主義者の言説も含まれていたことです。

この現実主義、現代知識人はこれをたんに国民だけでなく、階級にも説いた。労働者階級にも、ブルジョア階級にも、彼らはこう言った。団結して、最強者になり、権力を奪取するか、またはすでに権力を有するなら、これを守るべく努めよ「と」。(二九四頁)

バンダがいたいのはこういうことです。「現代知識人」の言説の中には、国家の「征服の企てを正当化」する言説と、それに反対しつつも革命戦争によって国家権力を打ち破り、その後は革命の防衛戦争を「階級」に説く言説の二種類があり、そのいずれもが戦争を説いた点では同じだったと。それを「政治的現実主義」の現れとしてバンダは捉え、ここで批判しているわけです。

かくして、「あらゆる征服の企てを正当化する」言説を生み出す「現代知識人」(聖職者、科学者、哲学者、文学者、学者、リベラル派、保守派、マルキスト…)は、「国民だけでなく」「階級」をも「裏切り」、そうすることで「政治的現実主義」に毒されない人間の「理性」を「裏切り」ります。

時代を超絶した「理性」や〈普遍的真理〉に価値を置くバンダは、その意味で最も典型的な西洋近代思想を体现する知識人の一人でもあったわけですが、しかし歴史的事実は彼の予言どおり、この書の発刊後わずか一〇年余りで第二次世界大戦への坂を転げ落ちてゆきます。一説では七〇〇〇万人以上にはばる人間を殺した、しかもその四分の三近くが一般市民であったという戦争を、またもくり返したのです。少なくとも、〈知識人の責任〉の何たるかを知る人々は戦後、口をつむぐしかなかったのではないのでしょうか。

■あふれ返る平和の言説

公正をきすためにいえば、「現代知識人」が平和を説かなかったわけではありません。むしろ戦間期の時代は、戦争の言説と同じくらい平和の言説にも満ちあふれていました。ただしそれらは、「政治的現実主義」の戦争の言説を無力化することはできず、なかには戦争の言説に転じてしまったものもある平和の言説です。バンダによれば、そこには四つの類型が確認できます。(二三八―二四〇頁)

- 科学万能論的主張をする平和主義
- 通俗的平和主義（殺す人間）を弾劾し、愛国主義の偏見を冷笑することしかできないもの）
- 神がかり的平和主義（盲目的な戦争憎悪しか知らず、戦争当事者が攻撃しているのか守っているのか、またそれを望んだのか受け身でやっているのか考えようとしなないもの）
- 愛国的主張の平和主義（人道主義を称揚し、軍国精神や国家的情熱の緩和を説く一方、国益を害さず、外国に対する抵抗力を失わないよう主張するもの）

最初の「科学万能論的主張をする平和主義」の要約を原典に見つけることはできませんが、これは科学の進歩を平和と結びつける言説と理解すればよいでしょう。産業化した国々で共通して確認できる言説ですが、たとえば「戦後」の日本では聞き慣れた「科学技術の発展の成果を軍事に転用し、仮想敵との間の軍事バランスと脅威に対する抑止をはかる」といった、日米安保とセットで米国から輸入された軍事リアリストの言説も、その類の一つです。

ところで、こうしてあふれ返る戦争と平和の言説を並べ比べてみると、そこには奇妙な対応関係や微妙な共犯関係があることも見えてきます。たとえば、「愛国的主張の平和主義」は、「国」を「愛」するあまり、いつでも外部からの「侵略に対する防衛」や「国権の行使」論に回収され、（武力による平

和) II (平和のための戦争) 論に化けてしまいます。これが (平和のリアリズム) の究極のリアリズムなのかもしれません。

ユダヤ人でもあるバンダは、「愛国心」が知識人に与える影響を敏感に察知し、その特徴を「攘夷」という言葉で要約します。

これは、「外部の人間」(Je horsain,よそ者) に対する人々の憎悪、「身内で」ない者に対する追放と侮辱である。こうした傾向は民衆のなかにはつねにあり、またおそらくその生存に必要なものであろうが、これが現代では、いわゆる思想家に採用されている。「...」。知識人がこの愛国主義を採用して、世俗人の情熱をいかに煽ったか、言う必要があるだろうか？ (一五五頁)

反省することを知らない「思想家」や「知識人」は時代を超えて存在するようなので、何度でも「言う必要」がありそうです。

戦争の言説が平和の衣をまとい、「国家的情熱」を鼓舞し、「外部の人間」に対する憎悪を煽りながら人間を戦争に駆り立ててゆく。その一方で、必ずしも意図的に戦争の言説に与するわけではない「冷笑」好きの「通俗的平和主義」や「神がかり的平和主義」は、民族／人種主義と一体化した国家主義をとて情熱的に鼓舞する「愛国的主張の平和主義」の前では、あまりに頼りなげにみえる。だから、口では平和を語る知識人や政治家が「愛国」を語り出すと、時代は戦争イコール平和、平和イコール戦争に通じる怪しい迷路の罠にはまり、そこからの出口を見失ってしまう。おそらくこれも、一〇〇年前と何ら変わらないでしょう。

■帝国の秩序と「知識人の裏切り」

いったい〈問題〉はどこにあったのか? 「問題は、知識人の責務が帝国の支配を支えることにあるのかどうかにある」(二五四頁)。これがバンダの見解です。

『知識人の裏切り』の中に書かれている国家は、すべて帝国を意味します。そこでの帝国とは、主にベルリン会議(一八八四―八五年)以後、アフリカの分割に乗り出し、以降、没落するものと興隆するものに分かれながら第一次大戦にのめり込んで行ったヨーロッパ列強の帝国を指します。「知識人が当時、せっせと裏切り続けていたのは、すべて国家のためだった」(五三頁)とバンダは一九四六年版の序文の冒頭で書いていますが、それは両大戦間期を生きたヨーロッパの知識人のほとんどが「国家のため」に「帝国の支配を支え」、「せっせと裏切り続けていた」からです。誰を? 自らと後に触れる「民衆」をです。帝国の支配とは帝国の統治のことであり、帝国の統治とは帝国の秩序のことです。次に重要なキーワード、それがこの「秩序」という言葉です。国家の秩序、すなわち帝国の秩序に知識人たちはひれ伏し、「民衆」を「せっせと裏切り続けていた」。だからバンダは、右の序文の第一節を「A. 知識人が「秩序」の名においてその職責を裏切る。その反民主主義の意味」としたのです。

なぜ、国家(帝国)の秩序が問題なのか。「秩序の観念は戦争の観念、民衆の貧困の観念につながる」からだとバンダはいいます(五六頁)。帝国とは他の国、人種、民族を征服し、それによって作られた秩序を守りつつ、さらに自己の勢力圏を拡張しようとする政体です。その秩序の生成過程では、他の帝国や小国との戦争、また異教徒や他民族の征服(自らの帝国への統合、あるいは迫害)を生み出し、それは民衆の動員と彼/彼女らの貧困をとまないとす。

ここで注目したいのは、このような「秩序の観念」は決して人間が超歴史的に持つ観念ではなく、帝

国の成立以後に国家や知識人によって広められたものだ、とバンダが断言していることです。

秩序の観念は暴力の観念につながることで、これを人々は本能的に理解したように見える。わたしは、人間が正義、自由、科学、芸術、慈悲、平和の像は立てたが、秩序の像はけっして立てなかつたことは、意義深いと思う。同じく人間は「秩序の維持」にあまり共感を示さない。この語は彼らに、騎兵隊の突撃、無防備の人々に向けられた弾丸、女性と子供の死体を意味するのだ。(五六頁)

私たち日本人の多くも、国家の「秩序の維持」に「あまり共感を示」すことはないでしょう。しかし「秩序の観念」が「暴力の観念につながる」ことを認識している人は、とても少ないのではないでしょう。バンダ流に言えば、おそらく現代の知識人にとつての問題も、一〇〇年前と同じように、現代の「帝国の支配」を支えることを自らの「職責」とするか、それともそれに抗うことを選択するかにあるのでしょうか、それは知識人それぞれが、現代の「帝国の秩序」の生成過程をどこまで民衆が受ける暴力につなげて思索できるかにかかっています。

私たち日本人は、現代の「帝国の秩序」の生成過程、その軌みの中で生じる暴力の意味をどこまで理解することができるか、そしてそれを「本能的に理解」できる人間の像をどこまで取り戻すことができるか——。国家イデオロギーからの「価値観の転換」の実現可能性は、すべてそのことにかかっているといえそうです。

四 歴史観の転換——いくつもの世界、いくつもの歴史

これまでの原発推進政策を改め、脱原発への転換を政策的にめざすことは可能だ——このことが二〇一一年の「三・一一」後の日本でさまざまな議論を通じて明らかになったように、〈終わりになき戦争〉の一つひとつにも国家を代表する政策決定者の意思が介在している以上、それらを終わらせることは現実的に実現可能なはずだ。その意味では、〈終わりになき戦争〉の現在は、連綿とした過去の「やるべきことをやらない国家」の失政と、「決めるべきことを決めない国家」の問題解決先送り政治という歴史の中にすでに記されているし、未来にくり返されるであろうこの戦争による惨劇の数々も、現在のそれらの中にすでに映し出されているといえそうです。

■誰にとつての「世界史」か？

〈終わりになき戦争〉を終わらせるためには、このような観点から、戦争をくり返してきた「戦争の言説」とその戦争を止めることができなかつた「平和の言説」を同時に見つめ直す、戦争をめぐる歴史認識の転換が求められます。そしてそれにあたつては、さらに、近現代の戦争を生み出してしまった世界の歴史を観る、私たち自身の歴史認識の転換も求められます。

たとえば、私たち日本人が「近現代の戦争」というとき、その「近現代」とは誰にとつてのどのような時代なのか。世界の中でその「私たち日本人」の時代認識を共有している人々がいるとすれば、それはどこに生きる、どのような人々なのか。その私たちは、いま生きているこの「時代」を、どこから来て

どこへ向かうものとして「認識」しているのか。私たちが「世界史」というとき、それは誰にとつての、どのような世界の歴史なのか……。これらを考えてゆくと、「私たち日本人」が中東・イスラーム圏の「戦争と平和」を考えるためには、その戦争を觀る私たち自身の歴史認識の転換とともに、中東・イスラームの世界を觀る私たち自身の世界史認識の転換も求められてくることが自ずと明らかになるように思います。

その水先案内人としては、大著『イスラームから見た「世界史」』（小沢千重子訳、紀伊國屋書店、二〇一一、全六八五頁）の著者、タミム・アンサーリー（一九四八年）が適任です。

アンサーリーはアフガニスタン生まれ、サンフランシスコ在住の作家です。米国に移住してからも「依然として世俗志向」であった彼が、歴史家でもないのになぜ、このような大部の歴史書を書かねばならなかったのか。アンサーリーはこんなことを書いています。

世界史とは常に、いかにして「私たち」が「現在の状況」に到達したかを物語るものであるがゆえに、そのストーリーは必然的に「私たち」とは誰か、「現在の状況」とは何を意味するのか、によって変わってくる。西洋版の世界史は伝統的に、「現在の状況」を民主的で工業化した（ないしは脱工業化した）文明社会と規定している。アメリカではさらに、世界史は自由と平等という建国の理想の実現に向かい、その結果アメリカが地球を未来に導く超大国として興隆する、と想定されている。かかる前提によって歴史の進む方向が決定され、その目的地は私たちが現在歩んでいる道の先にあるとみなされる。そのため、私たちはややもすると、人類はみな同じ方向に向かっていく、と思ひこんでしまう。もつとも、人類の中にはまだたいした道のりを進んでいない人々もいるが、それはスタートが遅かったか、スピードが遅いからだ「と思ひ込んでしまう」。それゆえ、私たちは

彼らの国を「発展途上国」と称しているのだ。(同書、二七頁、「」は引用者)

かくして、「過去数世紀の間」私たちムスリム「イスラーム教徒」はともすればイスラーム世界を——同じ目的地を目指しながら効率的に前進できない——西洋世界の発達の不完全のヴァージョンと思いがちになり、「二つの衝動」(すなわち、「歴史の流れに合わせてムスリム独自の「文明化」の概念を変えるべきか、あるいは、それ「ムスリム独自の「文明化」の概念」に歴史の流れを合わせるために闘うべきか)の間で「葛藤」することになった、とアンサーリーは述懐します(同書、二八―二九頁、「」は引用者)。この書を彼が書かねばならなかった理由がここに読み取れます。

けれども、アンサーリーがここで述べている「葛藤」は、「私たちムスリム」に限ったことではありません。「脱亜入欧」を国策の指針としてきた「明治維新」後の、「発展途上国」に生きてきた「私たち日本人」もまた、同様の「葛藤」を体験してきました。「近代」と私たちが呼んでいる時代に生きた日本の知識人たちも、ムスリムの知識人たちが「二つの衝動」を自らの内にかかえながら「葛藤」したのと同じように、リベラリズムやマルクス主義を含む西洋文明の受容と、それに対する抵抗・反動としてアジア主義や日本主義への傾斜、という両者の振れ幅の中で「葛藤」してきたのです。

このようにアンサーリーの言葉を読むと、彼が「九・一一」を契機に発した先の問い——「私たち」とは誰か、「現在の状況」とは何を意味するのか——は、「日本史」と西洋中心主義の「世界史」との二項関係の中で人間の歴史を観ることにあまりにも慣れ親しんできた、「私たち日本人」にも向けられた問いであることがわかります。本書第5章(白杵タイアログ)を通じ、読者は「現在の状況」を構成している問題群の歴史的起源に触れ、「歴史をさかのぼる」ことの重要性を再確認することになるはずですが、

そこで本当に問われるべきは「歴史をさかのぼる」というときの私たち自身の歴史認識そのものなのです。たとえば、安倍政権は外交の基本姿勢を「地球を俯瞰する外交」と呼んでいます。それは安倍首相自身の、また外務・防衛官僚一人ひとりのどのような価値観と歴史観に基づいたものなのか。「地球を俯瞰」できるといい、「積極的平和主義」を語る安倍首相や官僚たちの眼には、シリア、アフガニスタン、パレスチナをはじめ、中東・イスラーム世界の「戦争と平和」の過去・現在・未来の姿がどのように映っているのか。

「戦後民主主義」や「戦後平和運動」の文脈に照らして、安倍政権の「安全保障」政策を批判することは、ある意味でとてもたやすいことかもしれません。より本質的な問題とは、「私たち日本人」それぞれの眼に、私たちとともに在る中東・イスラーム世界の過去・現在・未来の姿がどこまで、どのように映っているのかということなのです。

■イスラーム史と西洋史の相克

左にあるのは、アンサーリーが「イスラーム史」(上段)と「西洋史」(下段)をそれぞれ一〇区分にしたものの対照表です(必ずしもすべてが年代的に対応するものではない(同書、二七―二九頁))。

- | | | |
|---|---------------------|----------------------|
| 1 | 古代——メソポタミアとペルシア | (文明の誕生——エジプトとメソポタミア) |
| 2 | イスラームの誕生 | (古典時代——ギリシアとローマ) |
| 3 | カリフの時代——普遍的な統一国家の追求 | (中世——キリスト教の興隆) |
| 4 | 分裂——スルタンによる統治の時代 | (再生——ルネサンスと宗教改革) |

41 序章 終わらなき戦争に抗う

- 5 災厄——十字軍とモンゴルの襲来
(啓蒙時代——探検と科学)
- 6 再生——三大帝国の時代
(革命の時代——民主革命・産業革命・技術革命)
- 7 西方世界の東方世界への浸透
(国民国家の出現——覇権をめぐる闘争)
- 8 改革運動
(第一次世界大戦と第二次世界大戦)
- 9 世俗的近代主義者の勝利
(冷戦)
- 10 イスラーム主義者の抵抗
(民主的な資本主義の勝利)

たとえばこの対照表の3番目と4番目から、私たちは西洋史がいうところの「中世」とそれに続く「再生」の時代が、イスラームの歴史では「カリフの時代」にめざした「普遍的な統一国家の追求」が、やがて「スルタンによる統治の時代」を迎え、イスラーム世界が「分裂」していく時代になるというように、歴史を観る眼の違いによって真逆のベクトルを持つ時代であったことが理解できます。

とりわけ興味深いのは、7番目以降の歴史区分、つまり西洋史でいう一九世紀以降とアンサーリーが想定しているであろう同時代との対照関係です。これによれば、第二次大戦以後の西洋の「私たち」の歴史は、ムスリムにとっては「世俗的近代主義者の勝利」と「イスラーム主義者の抵抗」の歴史であり、以来その「二つの衝動」の間でアンサーリーのような「世俗志向のムスリム」が「現在の状況」に対する己の立ち位置を問い続けてきたことがわかります。また、西洋のメディアが定義してきた「アラブの春」は、ムスリムにとってはさらに歴史をさかのぼり、ちょうど一世紀前の第一次世界大戦前後に始まったイスラーム「改革運動」の、より大きな歴史的文脈の中に位置づけられることもわかります。

このようにアンサーリーに誘われ、彼の語りを通してイスラームの歴史に触れ、その世界に分け入っ

てゆくと、もしかしたらアンサーリーは「もう一人の私」であつたかもしれないという感覚におそわれま
す。またムスリムではない「私」には絶対他者としてしか映らない「抵抗を選択したイスラーム主義者」
も、どこに生まれ、何をどのように体験したかによつては、同じように「私」であつたかもしれないと
けれども、「私たち日本人」が日常的に接するメディアでは、彼の地の「彼」や「彼女」が「私」に
なることはありません。「テロ」に走る「抵抗を選択したイスラーム主義者」こそが現代世界とイスラ
ーム圏の諸悪の根源であるかのような印象を刷り込んでしまう報道や解説にあふれ返つています。しか
し、アンサーリーの眼を通して世界を観るなら、少なくともそのような報道や解説にいくら触れたとし
ても、中東・イスラーム圏で実際に起きている「現在の状況」を捉えられないことだけは確かでしょう。
だからこそ私たちは、現代トルコのNGO / 市民組織を分析した第3章（イヤース論文）が説くように、
「イスラーム的価値」に基づく社会の変革と、戦争の現実の中から平和をめざそうとするムスリムの運
動の世界的な広がりにも、もつと注目したいと思うのです。世界がこれ以上壊れてしまわないうちに、日
本でも広がりつつあるそのような「私たちムスリム」の運動と、より深くつながることを考えたいと思
うのです。

〈終わりなき戦争〉を終わらせることを諦めないこと。中東・イスラーム世界の「戦争と平和」の歴史
をめぐる理解が深まること。そして「私たち」のつながりがいつそう広がること。これらが本書の期待
であり、願いです。

二〇一四年一月一七日 湾岸戦争勃発二三周年の日に